

第10次へき地保健医療対策検討会報告書 概要

- 無医地区及び無歯科医地区における医療を提供する体制を確保するため、昭和31年からへき地保健医療計画に基づきへき地保健医療対策を実施してきたところであるが、平成17年度において終了する。
- そのため、今後のへき地保健医療対策のあり方を検討し、第10次へき地保健医療計画(平成18年度～22年度)に資することを目的に検討会を開催した。

検討会の概要

- 交通状況の改善などを背景に、無医地区・無歯科医地区が減少しているものの、新たに無医地区・無歯科医地区となる地区もあり、過疎地における高齢化の進行化によって医療需要が増していることも考慮すると、引き続きへき地・離島保健医療対策を実施することが重要。
- また、新たな課題として、へき地・離島の保健医療サービスを支援する拠点となる病院における医師や、産科、小児科等の不足感の強い診療科の医師の確保をどのようにするかといった課題に対応する新たな対策が求められている。
- 住民・患者の要望を踏まえ、保健医療関係者それぞれの納得と相互理解に基づく全体像をつくるため、住民・患者を含む各主体の役割と今後の対応を整理した。
- へき地・離島保健医療対策に関するこれまでの対策を踏まえた今後の具体的支援方策として、①代診医の派遣の増加等のためのへき地医療支援機構の強化、②診療上の意見照会や相談を情報通信技術によって対応するための組織の確保、③へき地・離島の保健医療サービスを担う医師の研鑽等のためのへき地・離島医療マニュアル(仮称)の作成、④新たな医療計画制度で求められる医療機能の連携・ネットワーク等の考え方を生かした実効性のある計画作り、等について検討を行った。
- へき地・離島の保健医療サービスを担う医師を確保するための新たな方策として、①医師のキャリア形成におけるへき地・離島勤務の評価など、医師への動機付け、②医学部定員の地域枠の拡大など、地域における医師の確保、③地域医療支援病院の制度を活用するなど、へき地・離島を支援する医療機関への動機付け、など多面的な支援方策について検討を行った。(「新たな方策」を参照)

医師確保等の新たな方策

- (1) 公的な医療機関によるへき地・離島の診療支援の強化
- (2) 地元出身の医師育成を促進する方策
- (3) へき地・離島に勤務する医師・歯科医師等の確保・紹介のための公正で公明かつ持続的なシステム
- (4) へき地・離島での診療を動機づける方策
 - ア へき地・離島での診療経験の評価
 - イ へき地・離島での診療に対する専門性の認定
 - ウ 公益性の高い医療についての医師の責務
 - エ 臨床研修におけるへき地・離島の保健医療サービスの体得
- (5) 医療機関が担うへき地・離島の保健医療サービスに対する支援
 - ア へき地・離島の保健医療サービスについて持続して実施する医療機関に対する税制面の配慮
 - イ へき地・離島の保健医療サービスについて持続して支援する医療機関に対する医療計画上の配慮
 - ウ 地域医療支援病院の制度を活用した配慮
 - エ へき地等における人員配置標準における特例の導入
- (6) へき地・離島での診療に従事する医師の負担を軽減する方策
 - ア コメディカル等との役割分担による負担の軽減
 - イ 医療機関の再編成
- (7) 子育てをしながらでも働きやすい環境の整備
- (8) 退職医師の活用
- (9) 自治医科大学の定員枠の見直し
- (10) 自衛隊医官との連携

第10次 へき地保健医療対策の鳥瞰図

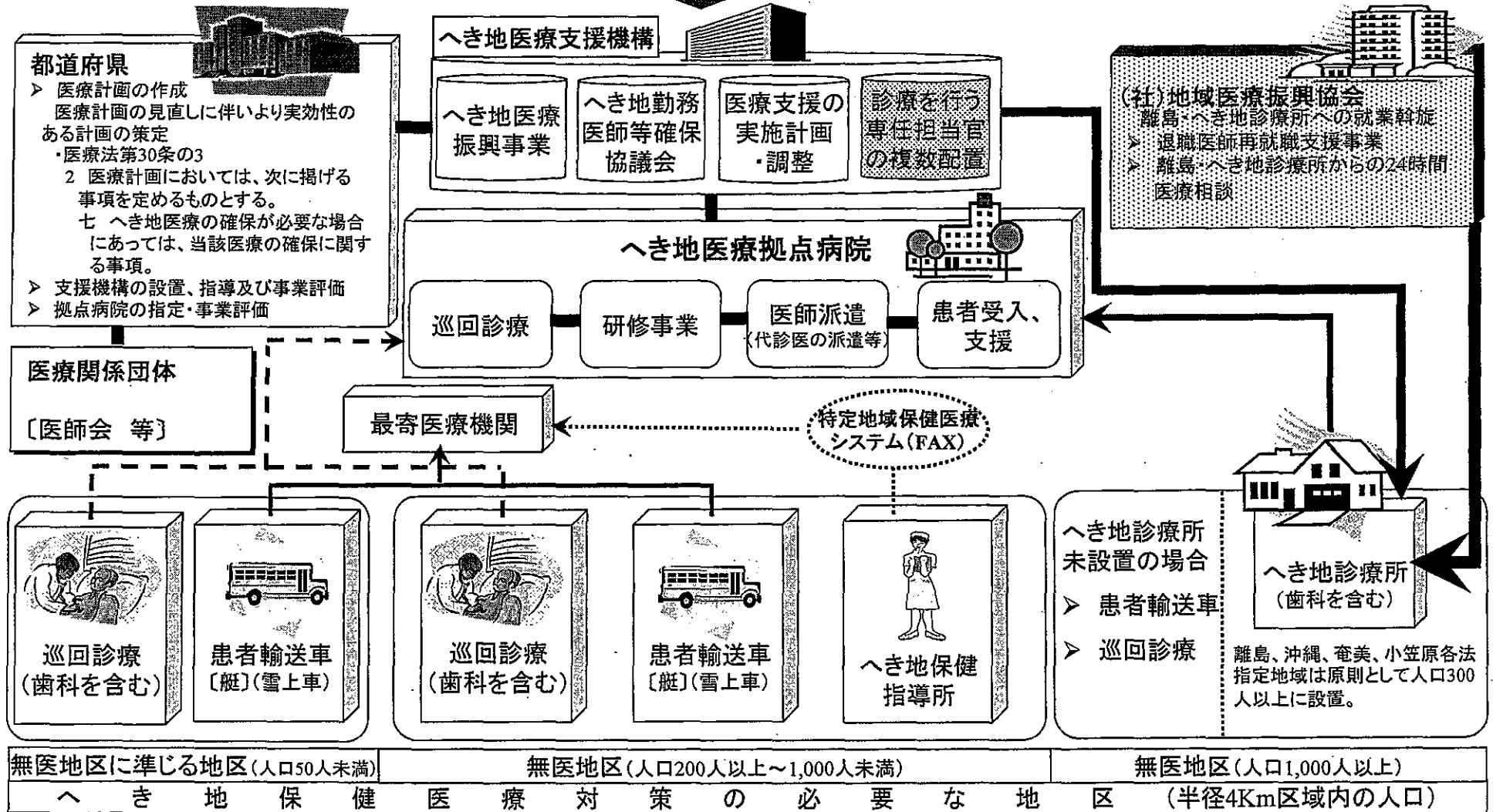
第10次計画：「へき地・離島の医療サービスを担う医師及び医療機関を確保するための新たな方策」

「みんなで考える」

- 医療計画の策定を通じて、地域住民の納得が得られ、かつ、持続可能な体制に 向けた検討
- 「へき地・離島マニュアル(仮称)による知識の共有
- へき地医療支援情報システムを通じた広報(普及啓発)

「みんなで支える」

- へき地医療支援機構の強化を通じた、診療所支援及び調整機能の強化
- 情報通信技術による相談の相手先機関の確保
- 新たな枠組みによる、医師と医療機関の配置と役割の調整



医師確保総合対策 《概要》

平成17年8月11日、地域医療に関する関係省庁連絡会議(厚生労働省、総務省及び文部科学省)において、「医師確保総合対策」をとりまとめた。

「医師確保総合対策」に盛り込んだ内容は、できるものはすぐに着手するとともに、平成18年度予算概算要求や、来年の通常国会に提出予定の医療制度改革案に盛り込み、具体化を図ることとしている。

- (1) 医療計画制度の見直しを通じた医療連携体制の構築等
 - 医療対策協議会の制度化
 - (2) 医療計画制度の見直しを通じた医療連携体制の構築等
 - 医療計画による実効性ある地域医療の確保・医療連携体制の構築
 - 医療資源の集約化・重点化の推進と地域内協力体制の整備
 - (3) へき地医療や小児救急医療等に対する関係者の責務の明確化と積極的評価
 - (4) 養成・研修過程における医師確保対策
 - 医学部定員の地域枠の拡大(地域による奨学金の有効活用)、自治医大の定員枠の見直し等へき地医療等に対する支援策の強化
 - へき地医療支援機構の診療支援機能の向上(代診医の派遣等)
 - 都道府県による医師派遣
 - 情報通信技術(IT)による診療支援等
 - (6) 診療報酬における適切な評価
 - (7) 需給調整機能の強化と働き方の多様化への対応
 - マッチングの推進、仕事と育児を両立できる就労環境の整備
 - 女性医師バンク(仮称)事業の創設等
 - (8) 医師の業務の効率化
 - 医療関係職種や事務職員との役割分担と連携等
- その他
- へき地等における人員配置標準の特例等